

第 2 期 中 間 決 算 公 告

2020年12月24日

大阪市中央区備後町二丁目2番1号
株式会社 関西みらい銀行
代表取締役社長 菅 哲哉

中 間 貸 借 対 照 表 (2020年 9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	1,797,793	預 金	7,465,401
買 入 金 銭 債 権	351	譲 渡 性 預 金	191,070
有 価 証 券	735,123	コ ー ル マ ネ ー	450,358
貸 出 金	6,584,713	借 用 金	804,332
外 国 為 替	7,705	外 国 為 替	110
そ の 他 資 産	65,040	そ の 他 負 債	40,147
そ の 他 の 資 産	65,040	未 払 法 人 税 等	1,685
有 形 固 定 資 産	75,195	リ ー ス 債 務	1,761
無 形 固 定 資 産	9,161	資 産 除 去 債 務	1,509
前 払 年 金 費 用	24,903	そ の 他 の 負 債	35,190
繰 延 税 金 資 産	20,292	賞 与 引 当 金	3,046
支 払 承 諾 見 返	14,962	退 職 給 付 引 当 金	8,341
貸 倒 引 当 金	△ 28,713	そ の 他 の 引 当 金	4,926
		再評価に係る繰延税金負債	217
		支 払 承 諾	14,962
		負 債 の 部 合 計	8,982,915
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	38,971
		資 本 剰 余 金	170,998
		資 本 準 備 金	38,971
		そ の 他 資 本 剰 余 金	132,026
		利 益 剰 余 金	109,017
		そ の 他 利 益 剰 余 金	109,017
		繰 越 利 益 剰 余 金	109,017
		株 主 資 本 合 計	318,987
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,391
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 230
		土 地 再 評 価 差 額 金	464
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	4,625
		純 資 産 の 部 合 計	323,613
資 産 の 部 合 計	9,306,529	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	9,306,529

中間損益計算書 〔 2020年4月1日から
2020年9月30日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		56,956
資金運用収益	39,382	
(うち貸出金利息)	(36,862)	
(うち有価証券利息配当金)	(2,168)	
役務取引等収益	12,799	
その他業務収益	1,487	
その他経常収益	3,287	
経常費用		51,662
資金調達費用	1,376	
(うち預金利息)	(1,347)	
役務取引等費用	6,662	
その他業務費用	377	
営業経費	38,982	
その他経常費用	4,264	
経常利益		5,294
特別利益		989
特別損失		286
税引前中間純利益		5,997
法人税、住民税及び事業税	981	
法人税等調整額	680	
法人税等合計		1,661
中間純利益		4,335

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち株式については中間決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分して計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6年～50年
その他	2年～20年
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
また、株式会社びわこ銀行との合併により生じたのれんについては、20年間の定額法により償却を行っております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者、及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込等必要な調整を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は70,341百万円であります。
 - (2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準により行っております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は

次のとおりであります。

過去勤務費用	発生年度に一括して損益処理
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(4) その他の引当金

その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用又は損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。

主な内訳は次のとおりであります。

預金払戻損失引当金 3,262 百万円

負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。

信用保証協会負担金引当金 1,204 百万円

信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり、計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスクヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 22,941 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,679 百万円、延滞債権額は 83,629 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 1,166 百万円であります。
なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 19,327 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 105,803 百万円であります。
なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号 2002 年 2 月 13 日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 12,425 百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	395,310 百万円
貸出金	746,190 百万円

担保資産に対応する債務

預金	21,595 百万円
借入金	803,700 百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金 4,300 百万円、及びその他の資産 28,036 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、先物取引差入証拠金 500 百万円、金融商品等差入担保金 5,142 百万円、敷金保証金 3,139 百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、739,880 百万円あります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が 685,492 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 460百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 45,786百万円
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当社の保証債務の額は50,293百万円であります。
12. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は8.10%であります。

(中間損益計算書関係)

1. その他経常収益には、償却債権取立益 1,173百万円及び株式等売却益 1,617百万円を含んでおります。
2. その他経常費用には、貸出金償却 1,348百万円、貸倒引当金繰入 1,806百万円、経営統合関係費用357百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券(2020年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	57,411	58,598	1,187
	地方債	4,178	4,213	35
	社債	68,695	69,916	1,220
	小計	130,285	132,728	2,443
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	40,049	39,854	△195
	社債	10,563	10,519	△43
	小計	50,613	50,373	△239
合計		180,898	183,101	2,203

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(2020年9月30日現在)

時価のあるものはありません。

なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	22,941

3. その他有価証券(2020年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	9,814	4,573	5,241
	債券	277,084	276,462	621
	国債	35,322	35,217	104
	地方債	40,896	40,882	13
	社債	200,865	200,362	502
	その他	40,421	37,709	2,712
	小計	327,319	318,744	8,575
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	975	1,138	△162
	債券	172,236	172,493	△257
	地方債	39,795	39,812	△16
	社債	132,440	132,681	△240
	その他	27,262	29,328	△2,065
	小計	200,474	202,960	△2,486
合計		527,794	521,705	6,089

(注)時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
株式	2,400
その他	1,440
合計	3,840

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、50百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりしております。

正常先:原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付先:時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先:時価が取得原価に比べて下落

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金	28,569	百万円
退職給付引当金	6,534	
有価証券償却	3,761	
減損損失	3,444	
税務上の繰越欠損金(注)	1,847	
減価償却超過額	1,747	
賞与引当金	931	
その他	6,568	
繰延税金資産小計	53,405	
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△1,787	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△19,153	
評価性引当額	△20,941	
繰延税金資産合計	32,464	
繰延税金負債		
前払年金費用	7,615	
その他有価証券評価差額金	1,697	
有形固定資産	765	
貸出金	530	
その他	1,563	
繰延税金負債合計	12,172	
繰延税金資産の純額	20,292	百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当中間会計期間(2020年9月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計
税務上の繰越欠損金 *1	1,646	0	136	52	11	-	1,847
評価性引当額	△1,646	-	△129	△10	-	-	△1,787
繰延税金資産	-	0	6	41	11	-	*2 59

*1. 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

*2. 収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得が生じる可能性が高いと見込まれるため、回収可能と判断しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産	3,542円18銭
1株当たりの当期純利益	47円45銭